

旧警戒区域（南相馬市小高区）の生産農家から農産物を仕入れて販売していた申立会社について、原発事故により生産農家が休業したために仕入れができなくなったことに伴う逸失利益（間接損害）等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

| | | |
|------|---|------------|
| 損害項目 | ア | 営業損害 |
| | イ | 弁護士費用 |
| 期 間 | 自 | 平成23年3月11日 |
| | 至 | 平成25年3月31日 |

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金4,163,799円の支払義務があることを認める。

| | | | |
|------|---|-------|------------|
| (内訳) | ア | 営業損害 | 4,042,523円 |
| | イ | 弁護士費用 | 121,276円 |

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年5月23日

(仲介委員 高木佳子)